

新型コロナウイルス感染症対策の影響による収入減等でお困りの皆さまへ生活資金の緊急貸付に関するご案内



一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による減収でお困りの皆さんへ最大20万円特例貸付があります。(2020年5月1日)
 今回の貸付は、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされています。
 *貸付のご相談、お申込みは、お住いの市町社協へまずはお電話ください。

①緊急小口資金(最大20万円)		②総合支援資金(1ヶ月最大20万円、3ヶ月<2人以上世帯>)	
対象	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少があり、緊急的に貸付を必要とする世帯	対象	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯
限度額	学校等の休業、個人事業主の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	限度額	<2人以上>月20万円以内 <単身>月15万円以内 貸付期間:原則3ヶ月以内
据置期間	貸付の日から1年以内	据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	据置期間終了後2年以内	償還期限	据置期間終了後10年以内
貸付利子	無利子	貸付利子	無利子



県内市町社会福祉協議会 連絡先

大津市 社会福祉協議会	☎077-525-9316	高島市 社会福祉協議会	☎0740-25-5730
彦根市 社会福祉協議会	☎0749-22-2821	東近江市 社会福祉協議会	☎0748-24-2940
長浜市 社会福祉協議会	☎0749-62-1804	米原市 社会福祉協議会	☎0749-54-3105
近江八幡市 社会福祉協議会	☎0748-31-2677	日野町 社会福祉協議会	☎0748-52-1219
草津市 社会福祉協議会	☎077-562-0084	竜王町 社会福祉協議会	☎0748-58-1475
守山市 社会福祉協議会	☎077-583-2923	愛荘町 社会福祉協議会	☎0749-42-7170
栗東市 社会福祉協議会	☎077-554-6105	豊郷町 社会福祉協議会	☎0749-35-8060
甲賀市 社会福祉協議会	☎0748-62-8085	甲良町 社会福祉協議会	☎0749-38-4667
野洲市 社会福祉協議会	☎077-589-4683	多賀町 社会福祉協議会	☎0749-48-8127
湖南市 社会福祉協議会	☎0748-72-4102		

滋賀県社会福祉協議会
☎077-567-3920

<http://www.shigashakyo.jp/>



個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
☎0120-46-1999 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

ひとり親家庭 サポートだより

第37号 令和2年6月発行

編集・発行

滋賀県健康医療福祉部
子ども・青少年局

tel.077-528-3554

fax.077-528-4854

E-mail:em00@pref.shiga.lg.jp

vol.37

2020.夏号

ひとり親家庭

サポートだより



新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧や相談窓口等を掲載しています。

CONTENTS

- 新型コロナウイルス感染症で影響を受けているひとり親家庭のみなさまへ
 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧…………… [P2]
- 新型コロナウイルス感染症の影響に関する相談窓口…………… [P3]
- 生活資金の緊急貸付に関するご案内…………… [P4]

